

令和6年第1回穴水町議会3月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年3月11日 (月)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 吉村 光輝 | 副 町 長 | 宮崎 高裕 |
| 教 育 長 | 大間 順子 | | |
| 総 務 課 長 | 北川 人嗣 | 環 境 安 全 課 長 | 荒木 秀人 |
| 税 務 課 長 | 上野 実 | 住 民 福 祉 課 長 | 笹谷 映子 |
| 子育て健康課長 | 谷口 天洋 | 観 光 交 流 課 長 | 中瀬 寿人 |
| 地 域 整 備 課 長 | 金谷 康宏 | 上 下 水 道 課 長 | 勝本 健一 |
| 会 計 課 長 | 彦 美香 | 教 育 委 員 会 長 | 松尾 美樹 |
| 総 合 病 院 長 | 小林 建史 | 事 務 局 長 | |

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 係長 龍池 公子 主任 出崎 雄太

町長から本会議に提出された議案は、次の16件であった

- 議案第1号 令和6年度穴水町一般会計予算
- 議案第2号 令和6年度穴水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和6年度穴水町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第4号 令和6年度穴水町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 令和6年度穴水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第6号 令和6年度穴水町病院事業会計予算
- 議案第7号 令和6年度穴水町水道事業会計予算
- 議案第8号 令和5年度穴水町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第9号 令和5年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 令和5年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 令和5年度穴水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 令和5年度穴水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 穴水町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 議案第16号 財産の貸付について

町長から本会議に提出された報告は、次の6件であった

- 報告第1号 令和5年度穴水町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について
- 報告第2号 令和5年度穴水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について
- 報告第3号 令和5年度穴水町病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について
- 報告第4号 令和5年度穴水町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について
- 報告第5号 穴水町土地開発基金条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第6号 穴水町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

本会議に提出された議案は、次の1件であった

- 発議第1号 令和6年能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書の提出について

本会議に提出された議会報告は、次の1件であった

- 議会報告第1号 例月出納検査の結果報告について

◎議事日程

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、諸般の報告
- 日程第4、町長提出議案等の提案理由の説明
- 日程第5、議員提出議案の趣旨説明
- 日程第6、議案等に対する質疑
- 日程第7、議案等の常任委員会付託
- 日程第8、議案等の予算決算特別委員会付託

議 事 の 経 過

(午前9時30分開会)

○議長（佐藤豊）

開会に先立ち、1月1日に発生しました、能登半島地震で犠牲となられた方々へのご冥福をお祈りし、慎んで黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立を願います。

黙祷。

(黙 祷)

お直りください。

◎開会

○議長（佐藤豊）

ただ今から、令和6年第1回穴水町議会3月定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤豊）

日程に基づき、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、穴水町議会会議規則第126条の規定により、1番 宮本浩司君及び10番 浜崎音男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤豊）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

今回の地震で、被害状況が町全域にわたり甚大な被害が生じていることから、今定例会の会期日程について改めて協議いただきました。

その結果、町職員には災害対応にその力を注いでいただき、少しでも早く、復旧・復興へ寄与すべく、今定例会においては一般質問は執り行わず、会期を短縮して開催することといたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月13日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日より3月13日までの3日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）

次に、「諸般の報告」を行います。

町監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果が議会に提出されておりますが、今回の地震の対応で、令和6年1月と2月に実施する例月出納検査が実施できなかった旨、報告がありました。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、町長提出議案16件と報告6件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本日ここに、令和6年第1回穴水町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和6年1月1日、元日、16時10分に発生した令和6年能登半島地震は、本町で最大震度6強、隣接の志賀町、輪島市では県内観測史上最大の震度7を記録するなど、17年前の能登半島地震を遙かに超える未曾有の大震災となりました。

発災から2ヶ月が経過し、未だ、17箇所の避難所には330人以上の被災者が避難し、町内の倒壊した家屋のほとんどがそのままの状態となっております。

この地震による被害は、町内で死者20名、重軽傷者257名、更に、町内全域での住家被害は、全壊500棟を含む、全体の約5割に当たる1,700棟で半壊以上と判定されております。

改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様方に対して心からお見舞い申し上げます。

また、上下水道、電気といったライフラインや通信機能の損傷、のと里山海道、国道249号線の道路の崩壊、河川、港湾・漁港、農地・農業用施設など数多くのインフラ施設に極めて甚大な被害が発生いたしました。

町では発災と同時に災害対策本部を設置し、県に自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、全国からの警察・消防の派遣部隊、国や全国の自治体の応援職員、医療・福祉の災害派遣チームをはじめとする多くの皆様の支援を頂きながら、人命救助を最優先に、県と連携して被災者の救助、応急対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

特に、この震災に対する復旧作業を始めとする各種震災対応の事務等に携わっていただいている、対口支援の静岡県、栃木県、奈良県、福岡県の4県の自治体職員その他、災害時の相互応援協定を結ぶ、姉妹都市である山梨県の南アルプス市、長野県の宮田村、岐阜県の八百津町の職員、そして内閣府をはじめとする国の各省庁からの職員、並びに全国各地からの応援自治体の職員の皆様、自衛隊・消防・警察の皆様など、多くの皆様方には、多大なるご尽力とお力添えを賜りまして、心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

国、県におかれましては、これまでに、災害復旧事業に係る国庫補助率の嵩上げ等の措置が講じられる激甚災害、許認可等の有効期間の延長等の措置が講じられる特定非常災害、国等による災害復旧の権限代行が可能となる非常災害への指定など、被災地の実情を踏まえ、様々な要望に対して迅速に対応いただいているところであります。

未だ復旧の道筋すら見えない壊滅的な状況の中ではありますが、先月29日に第1弾とな

る仮設住宅の入居が始まるとともに、今月1日には、130キロメートルにもおよぶ上水道の幹線が2ヶ月ぶりに復旧し、ようやく本格復旧・復興へのスタート地点に立ったのではないかと感じた次第であります。

また、今月1日には、庁内に「復旧復興対策室」を設け、この災害に対する復旧対策と復興計画の策定の準備と引き続き仮設住宅や避難所にいる被災者への生活支援を行ってまいりたいと考えており、新年度4月からは、全国自治体からの派遣職員を加えた形で組織し、「災害からの復旧」「生活の再建」「なりわいの再建」そして「街と集落の再生」の4つの柱を掲げて、より一層スピード感をもって、復旧と復興に向けた取り組みを強力に進めてまいります。

始めに、この震災の現状と今後の方針についてご説明します。

まず、「災害からの復旧」についてであります。

道路の被害状況につきましては、町道で最大21路線が通行止めとなっておりますが、現在は4路線で通行止め、14路線で片側通行となっております。

また、中居地区の国道249号や北七海地区の県道柏木穴水線など多くの国道・県道が片側通行になるなど復旧の妨げとなり、幹線については、仮復旧致しましたが、能登の大動脈であるのと里山海道については、ようやく先月15日に横田インターチェンジから越の原インターチェンジまでの通行止めが解除となりました。

残る穴水インターチェンジまでの区間は、今月中の復旧との報告があります。

その被害状況であります。全ての路線調査は完了しておりませんが、町が管理する351路線に対し、226路線が被災しており、件数にして625箇所、被災延長33キロメートル、被害額は60億円を上回ると試算しております。

また、河川の被害につきましては、29河川に対し、27河川が被災しており、被災延長2キロメートル、被害額約3億円。急傾斜・砂防施設の被害については、200の区域に対し、100の区域が被災しており、被害額は約10億円。都市公園の被害につきましては、6箇所に対し、3箇所が被災しており、被害額は約2億円となっております。港湾施設につきましても、宝山マリーナが被災し、復旧延長200メートル、復旧面積6,000平方メートル、被害額は約5億円となっております。更に町営住宅につきましては、9団地、153戸に対し、約50戸が被災しており、被害額は約1億5千万円と試算しております。

次に農林関係施設の被害であります。農業用施設につきましては、揚水機ポンプ等が4箇所被災し、被害額は約800万円となっております。用排水路につきましては、下唐川・宇留地地区などのほ場整備区域の調査を実施しており、被災延長650メートル、被害額は約8,500万円と見込んでおり、その他地区については調査中であります。農道被害につきましても、1,005路線の調査を実施中であります。

林業施設につきましては、林道38路線、管理延長68キロメートルの調査を実施中であり、漁港施設につきましては、9漁港及び漁港海岸の調査を実施し、漁港被害が49件、漁港海岸被害が54件となり、総被害額は約46億円と試算をしております。

今後、被災箇所が多さや被害の大きさから、本格復旧には相当の期間と人員の確保を要することが想定され、現在も国、県、そして多くの全国の自治体からご支援をいただいておりますが、新年度からは、中長期的な派遣技術職員とともに、国や県と一体となって、全力で復旧作業に取り組んでまいり所存であります。

次にこの地震で最も生活に影響のあった水道の被害状況についてであります。

発災当初から町内全地域で断水が発生しましたが、上水道は、日本水道協会と石川県管工事業協同組合連合会及び地元業者などの協力により、当初の予定より約1ヶ月早い3月1日に復旧することができ、その他の地区管理の簡易水道等についても一部を除きほぼ復旧いたしました。その間、漏水調査、給水作業に携わっていただいた神戸市を初めとする日本水道協会関西支部の自治体職員に、改めて感謝するものであります。

今回の震災では、各地区への配水管も広範囲で被害を受けましたが、特に浄水場等の被害に加え、上野浄水場への導水路が土砂崩れにより取水不能となり、現在も発電機により、小又川から大型のポンプ3台で取水している状況にあり、早期の復旧が課題となっております。その全体被害額は、現在約5億円と試算しております。

次に下水道につきましては、管路総延長39キロについて、現在二次調査中であり、ほぼ8割の管路で管のたるみなどの被害が確認されており、全体の被害額は約22億円と試算しております。使用については、かろうじて可能な状況であり、今後、3箇所の集落排水施設とともに、本格復旧工事を行っていくこととしております。

さらに、合併処理浄化槽や、個人の有する浄化槽などについても、多数の被害が発生したところではありますが、国、県の補助制度を活用して、個人負担を極力軽減した形で、町としても支援してまいります。

なお、上水道と下水道の使用料については、震災前の12月使用分を含め、3月分までの4ヶ月分について、被災者の生活支援対策を含め、全地区で全額免除することといたしました。

次に、役場庁舎や消防庁舎、そして各地区の集会所であります。役場庁舎については、耐震化された構造体として被害は少なく、役場機能として使用できる状況であります。改修されなかった構造体については、梁の欠損や鉄筋の破断がみられるなど一部で危険な状態が見られました。なお、危険箇所については応急に仮柱を設置するなど対応をいたしております。

また、庁舎中央部に昇降機を設置したことにより、昇降機を中心に庁舎が3系統に分離しており、分離した系統が、それぞれ昇降機を軸に若干の傾斜をしており、昇降機本体についても使用できない状況となっております。

さらに、庁舎裏山の土砂崩れにより情報センターのサーバー室に土砂が流入し、サーバー・ネットワーク機器が損傷しましたが、地震翌日にサーバー室から利用可能な機器を取り出し、別室に移設し、サーバーを再構築しました。

これらの仮復旧と併せて庁舎の構造体の修繕や埋設物の本復旧、駐車場の本復旧、昇降機の修繕等など役場庁舎施設全体の被害額は2億円を超える見込みであります。

平野地区にある消防庁舎は、小又川の法面崩落により、庁舎南側にある、給排水管、給湯器設備と空調設備がほぼ損壊したほか、訓練棟外壁にクラックや部材剥離が生ずる被害となっており、今後、応急復旧し、崩落した小又川の斜面が復旧後に本格復旧致したいと考えております。

その他、各集落にある31箇所の集会所についても、屋根瓦、外壁など大小、様々な損傷が生じており、できるだけ早い修復をいたしたいと考えております。

次に、交通施設の状況であります。

のと鉄道につきましては、発災以降、運休しておりましたが、先月15日から、七尾・能登中島間での運行を再開したところであります。残る穴水までの区間についても、現在、JR西日本と連携し、来月6日の全線再開に向けて、鋭意、復旧工事を進めていると報告をいただいております。

もう一つの重要な住民の輸送手段であるバス運行は、発災直後からほぼ運休しており、通勤、通学の確保ができていない状況が続いております。北鉄奥能登バスには、早期の再開に向け働きかけをしており、町では、その代替え措置として、2月19日から「まちなか100円バス」を臨時の無料バスとして、病院と避難所を結ぶように運行を始めたほか、外出支援バスも同日に再開し、路線バスが運休している四村線と鹿島線とともに、週1回ではありますが、通院や買い物の足として確保いたしました。

電力につきましては、発災直後は広範囲にわたり停電が発生いたしました。北陸電力送配電株式会社など関係機関による懸命な復旧作業により、一部の土砂崩れ箇所を除き、復旧いたしました。早期の復旧に感謝申し上げます。

携帯電話通信につきましては、発災直後に通信可能なエリアが最大で2割から3割まで減少いたしました。現在は、全域で復旧しており、本町の6割が加入する能越ケーブルテレビについては、発災当初、町内全域で通信不能となりましたが、停電の解消で、1月中に約4割が復旧し、2月初めには、100パーセント復旧いたしました。今後、能越ケーブルの光化事業に関しては、現事業を一旦中断し、新たに災害復旧事業として、国からの最大限の支援をいただきながら、事業の完成に向け、実施することとなっており、本町としても支援いたしたいと考えております。

改めて、この震災で、テレビ受信や携帯電話、更にホームページ、XなどのSNSなどの情報伝達手段の確保の大切さを身にしみて痛感致したところであり、今後の危機管理に活かしてまいりたいと考えております。

次に、学校施設についてであります。

町立小中学校については、3校とも校舎や体育館等に柱や壁の破損や雨漏り等の被害がありました。1月17日には中学3年生を皮切りにオンラインでの授業を再開し、1月29日までに全校の授業を再開いたしました。

特に被害の大きかった穴水小学校については、現在、穴水中学校の校舎を間借りしておりますが、今後も復旧まで長い時間が予想されることから、児童の良好な教育環境や安全性に配慮し、穴水小学校敷地に仮設校舎を建設いたします。その費用として、2年間で総額6億円のリース料が生じますが、令和6年度予算として2億円を計上することといたしました。

さらに、令和5年度において、「耐力度調査」を行い、その結果を受け進めてきた、「穴水小学校改築事業」については、今回の震災により大きな損傷を受けたことから、穴水小学校の建替と被災したテニスコートやプールなどの学校関連施設の整備の要否も含めた検討を行うため新年度に「基本計画」を策定することといたします。

社会教育施設についてであります。比較的、被害の少なかった穴水公民館のある「さわやか交流館プルート」をはじめとする、町内4公民館は、現在も避難所や、仮設入浴施設を運営する自衛隊の方々の拠点として利用しており、のとふれあい文化センターについても、被害があったものの、現在、避難所や応援職員の宿舎として使用しておりますが、今後、町唯一の入浴施設に使用できるように、現在、町で復旧作業を進めており、その他の被害については、所有者の石川県と協議しながら、早期の復旧に努めて参りたいと考えております。

さらに、陸上競技場はトラックに多数の大きな亀裂が入るなど、その本来の利用は不可能であることから仮設住宅を建設することとしており、その他、町営野球場や相撲場などの体育施設につきましても、被害が大きいため、新年度にその活用を含めた復旧方法について検討してまいります。

次に、保育所・認定こども園の被害状況であります。平和こども園、光琳寺保育所、神杉保育園ともに被災しており、光琳寺保育所については、建物の基礎部分が崩落し、安全に保育ができないことから、今月4日から向洋小学校の一階を間借りして保育所の運営を再開したところであり、平和こども園は現在も避難所となっております。

現在、3園ともに、時間を短縮しての保育をしておりますが、施設の本格復旧については、国の災害査定を終えた後に国庫補助金を活用しての復旧工事となります。

本町といたしましても、保育士の確保を含め、本町の大切な児童・園児のために、できる限りの支援をいたしたいと考えております。

次に、高齢者及び障害者福祉施設の状況につきましては、建物に多くの被害がおよび、入所されていた方々は、医療・福祉の災害派遣チームなどの支援を頂きながら、県との連携の元で、人命を最優先に、計120名以上の方々が町外の福祉施設へ避難されました。

現在も、多くの方々が他施設に避難されておりますが、被災した福祉施設の全ての再開には、もう暫く時間が必要だと聞いており、町といたしましても、各福祉施設の復旧と再開に向け、できる限りの支援をして参りたいと考えております。

次に、観光施設についてであります。

今回の地震で驚いたのが、国民保養センター真名井の被害であります。特に、宿泊棟部分が傾くなど、壮絶な被害だと認識いたしました。現在、専門家に調査を依頼しておりますが、早期の再開は見込めないと判断しております。

次に、災害廃棄物の処理についてであります。

町全体で、平成19年能登半島地震の10倍に相当する約27万トンの災害廃棄物の発生が見込まれております。

これらを、町単独で処理することは困難であることから、国、県更に関係団体の協力を得て、県内外で広域処理することとなり、その総額は概算で約94億円と試算しており、環境省や熊本市などから人的・技術的支援や、事業者の確保を行い、令和7年度までの2ヶ年をかけてできるだけ早く処理したいと考えております。

なお、輪島市にある廃棄物処理施設については、非常用発電機の故障や煙突の破損を始め、施設設備機器に被害があり、被害額は現在調整中と報告されております。相当のダメージを受けましたが、現在、応急復旧を行い、通常に近い形で運転をしており、今後、国の査定を行った上で、本格復旧工事を実施し、フル稼働に向けて準備いたします。

次に、今回の地震の復旧について、最も住民の皆さんがご心配をしている被災した建物の解体撤去についてであります。

国の特定非常災害に指定されたことにより、全壊に加えて半壊の建物についても、個人の負担がない、町による公費解体の対象とされました。

現在、電話予約にて、専用窓口を設け、解体の申請受付をしておりますが、住家、非住家を含め1,800件以上が対象となると推測されており、その総額は概算で約54億円と試算しております。

対象件数も多く、一定の時間が必要かと思いますが、今後、環境省や被災経験を有する熊本市などから人的・技術的支援を頂きながら、迅速に解体撤去が進むよう取り組んでまいります。

令和6年能登半島地震は、これまでの想定を遙かに上回る大災害となり、様々な課題が浮き彫りとなりました。

道路の寸断により職員の登庁が困難となり、初動体制に入れるまでに時間を要し、住民への防災情報の伝達に遅れが生じたことや、各地区の避難経路や避難場所が使えない状況となり、自主避難所を開設しなければならない事態、また、避難者の増加による備蓄食料の不足などがあげられます。

今後は、この大災害によって浮き彫りとなった課題をしっかりと活かし、防災情報等の情報伝達手段の強化や地域防災計画の見直し等を実施するとともに、今回の地震で改めて重要であると認識された住民の初動「自助・共助」の更なる強化を図るために、防災士や自主防災組織の増加・育成、地区の防災計画・個別避難計画の策定、今災害を教訓とした防災訓練の実施などに努め、『災害に強い町づくり』を推進して参りたいと考えております。

次に、「生活の再建」についてであります。

応急救助につきましては、発災当日に震度5弱以上であったことから災害救助法に適用され、国、県、関係機関の支援を頂きながら、被災者の捜索・救助、医療の提供、避難所の設置、炊き出しの提供などを行うことができ、更に全国から多くの支援物資を届き、避難所に

その支援物資を届けることができました。

その避難所の確保につきましては、地震発生後に各地域において、集会所等を中心に自主的に開設され、発災当初は最大で62箇所に4千人以上の方が避難しました。

着の身 着のまま非難された方も多く、備蓄品が当然不足していたため、町内のスーパーやドラッグストアに協力を得て食料を確保したほか、数日間は食料と水の確保に苦労致しました。

その後、国からプッシュ型により、支援物資が届くようになり、自衛隊の物資輸送や炊き出し、入浴支援がありました。が、上下水道の被害による衛生環境の悪化、避難所における過密や感染症のまん延等の状況が続きました。

避難者数につきましては、町外の親戚宅や、加賀方面への1.5次、2次避難した方が、1月末には一部地域で水道が復旧したこともあり、1,000人程度まで減少し、現在、全地域で上水道が復旧したことから、避難所で宿泊される方は17の避難所で約330人となっております。

そのような中で、避難所に温かい食事の提供を行うことを目的に、2月27日に穴水町林業センターにセントラルキッチンを開設しました。町が運営主体で実施に関しては穴水町飲食店組合に委託し、営業再開の目処が立たない被災した飲食店組合の雇用の創出にも繋げることができ、栄養が偏りがちな避難者に町の管理栄養士が栄養バランスのとれたメニューを考え、温かい食事を避難所まで届けることができます。

食数は100食から開始されましたが、今後、300食分ほどを提供していく予定であり、全国的にも珍しい取り組みになり、内閣府からも評価されております。

今後、仮設住宅への入居が進み、対象希望者の全ての入居が完了する5月上旬には、全ての避難所が閉鎖されることとなります。

自衛隊や他県から応援職員の皆さん、そして区長さんを初め、自主的に避難所を運営していただいている全ての方々には感謝を申し上げます。

その仮設住宅の建設状況についてであります。現在、建設型仮設住宅の申し込み件数が508件あります。

現在の入居件数が76件であり、着手済み建設件数が231件、今後建設予定件数が181件となっており、入居要件に該当する全ての被災者の方が一日でも早く入居できるよう、県と連携し、仮設住宅の建設に全力で取り組んでいるところであります。

また、従来型のプレハブ住宅の建設に加え、町の公営住宅として管理する、長期間の利用も想定した木造応急住宅の建設を要望しており、具体的には、川島地区の一団地に23戸を予定しており、その建設予定地の民有地を先行取得するもので、その購入費用を「土地開発基金」に繰り出し、基金の額を積み増しいたしました。

さらに、罹災証明により、準半壊以上と判断された家屋を対象とした最大70万6千円の応急修理制度については、現在505件の申請があり、できるだけ申請漏れのないよう周知して参りたいと考えております。

そして、被災者支援の柱の一つである被災者生活再建支援金については、法律に基づき、自然災害により著しい被害を受けた方を対象に、生活の再建を支援することを目的として、各都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金をもとに、支援金が支給されます。

支援金は、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算されます。

また、中規模半壊世帯への支援金は「加算支援金」のみとして、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円がそれぞれ支給されます。

今回、町では、特別に国の制度では支給対象とならない中規模半壊と半壊の「基礎支援金」に20万円を、準半壊に10万円を、一部損壊に5万円を支給し、更に石川県の支援制度を適用し、半壊世帯の「加算支援金」について、中規模半壊と同等の支援金を支給することと致しました。

単数世帯につきましては、国の制度と同様にその金額の4分の3の金額となり、その支出総額は約18億円で、町の負担額も4億7,000万円を見込んでおり、この町単独での上乗せ制度は県内の自治体で最高額であり、被災者の皆様におかれましては、被災者生活再建支援制度を十分に活用されて、一日も早い生活の再建を実現されますことを祈念申し上げます。

さらに、国において、能登地域の6市町を中心に、高齢者や障害者がいる半壊以上の世帯等を対象とした「新たな交付金」を創設する方針が示されており、この制度の対象とならない若者・子育て世代などへの住宅ローンの利子補給による新たな支援策とともに、現在、国と調整を行っております。調整が整い次第、予算措置を行い、被災者の生活再建を後押ししてまいります。

義援金につきましては、石川県を窓口にも、国内外から多額の義援金が寄せられております。

県では、第一次配分として、上下水道、道路、電気、通信等のインフラの被害が極めて甚大であり、過酷な生活を強いられてきた6市町の全住民に対して5万円を配分するとともに、県内全市町を対象に、人的・住家被害に応じた配分を行うこととされました。

また、本町でも、昨日までに1億7,700万円を超える義援金が寄せられており、今後、配分委員会を開催して、できるだけ早く配分できるよう準備を進めてまいります。

さらに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税により、2億2,000万円を超える寄附金が寄せられており、町独自の支援事業の財源として活用してまいります。全国の温かいご支援に対し、改めて感謝申し上げます。

次に、災害ボランティアについては、発災直後から、全国の被災地で活動経験が豊富な専門ボランティア団体に、避難所運営や、炊き出し支援などを実施いただいております。一般ボランティアについては、1月10日から家屋の片付けや物資の仕分け、災害ごみの運搬などこれまで、延べ人数で約3,000人の方々に活動いただいております。

多くのボランティアの皆様のご支援に心より感謝申し上げます。

なお、2月26日に、旧向洋中学校において、石川県の運営する宿泊拠点が設置されることとなり、引き続き、安全に活動できる環境の確保を前提に、ボランティア活動を支援してまいります。

次に「なりわいの再建」についてであります。

今般の地震により、町内の誘致企業を初めとする、スーパーなどの小売業、宿泊・観光業、製造業など様々な事業者に加え、農林漁業者についても、農地や農業用施設・機械、漁港や漁船、畜舎、木材加工設備などに大きな被害が生じているところであります。

町の地域経済を支え、町の生活・文化を形成するこれらの基幹産業の再建なくして、穴水町の復興は成し遂げられないことから、事業者や農林漁業者が、生業の再建に取り組めるよう、全力で支援してまいります。

その一つとして、地震の被害により店舗が使えなくなった飲食店や小売店に対する支援策として、中小企業基盤整備機構の「仮設整備支援事業補助金」を活用して仮設商店街を整備いたします。

計画している仮設商店街については、被災事業者の早期事業再開、収入の確保、町の賑わいを取り戻すために実施するもので、穴水町防災広場において8区画の整備を予定しており、その整備費用として2億7,000万円余りを計上しております。

被災事業者の内、事業再建の意思がある事業者の入居を想定しており、今後更にニーズの把握や土地の選定などについても協議し、追加整備も検討したいと考えております。

事業者支援については、被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助する「なりわい再建支援補助金」の一次公募が先般始まった他、機械装置等の購入、店舗改築などに対し補助される「小規模事業者持続化補助金」の受付も既に始まっております。

本町においても、「創業者支援事業」や「小規模事業者応援補助金」の拡充や新規事業の策定を検討すべく、関係機関と連携・協議しながら進める考えであります。

被災した農林漁業者への支援につきましては、農業機械や共同利用施設等の復旧について、国の支援に県と町で協調して上乗せ補助を行い、残る自己負担分についても日本政策金融公庫などの無利子・無担保又は保証料免除の融資の活用により、当面、自己資金ゼロで復旧を可能とする制度を周知いたしたいと考えております。

種苗の調達や災害ごみの撤去などを支援するとともに、津波により被災した農地の除塩や集落が実施する農道、用排水路等の補修、更に農協や漁協等と連携した、被災した農林漁業者の就労先確保に向けたマッチングを支援いたします。

この地震により、農村のコミュニティ機能が低下し、農地などを維持管理する共同活動の中断や営農意欲の低下などが懸念されることから、担い手農家と高齢農家などが協働し、地域コミュニティ機能の維持に取り組む地域をモデル的に県とともに支援することといたしました。

最後に、総合病院についてご報告いたします。

発災直後から多くの救急外来患者や救急車受入れ、避難してこられる方々で病院はあふれ、津波警報の発令への対応、通信障害による救急車の混乱、透析患者への対応、そして、点滴する場所さえも確保することができないほどの状態でした。

発災後数日間は出勤できる職員も少なく、出勤していた職員は自らが被災者でありながら長時間勤務することとなりました。

そのような状況下ではありましたが、島中病院長をはじめとした限られたスタッフで寝る間もない対応につとめ、数日後からは、石川県や自衛隊、災害医療派遣チームDMAT、金沢医科大学、看護協会をはじめとした多くの方々の協力・支援を受けながら、必要最小限の医療提供というところから始めて、現在の一部外来の再開に至っております。

しかしながら現在も給排水・ガスをはじめとした復旧工事を進めており、一日も早く失われた病院の機能を回復させ、低下した入院機能を回復させるとともに、超高齢化の進む中であって地域医療の中核を担う基幹病院としての役割を果たしたいと思っております、また、1月からの医業収益も大幅な減収と予想されることから、経営面においても早期の安定化を図りたいと考えております。

今後も、奥能登2市2町をはじめとして問題意識の共有・連携をとりながら、地域にふさわしい医療機能の維持・強化を図れるよう国や県に要望してまいりたいと思っております。

さて、今回の当初予算は、本来、本年度に策定する予定であった「穴水町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、予算編成を行う予定でありましたが、発災以来、多くの職員が災害対応に注力し、通年予算を編成することが難しい状況となったことから、職員費や社会保障関係経費などの義務的経費や継続事業のほか、地震対策、その関連事業など、年度当初から対応する必要のある経費のみを盛り込んだ、いわゆる骨格的な予算として編成したところであり、その他の政策的経費は6月補正予算において対応することといたしました。

なお、改定予定であった「総合戦略」についても、新年度に策定する「復興計画」に沿って、しかるべき時期に策定して参りたいと考えております。

以下、これまで申し述べた地震対策を除く主な施策につきまして、その概要をご説明いたします。

町のデジタル化については、令和7年度末までに、住民記録などの基幹業務を国の示す標準仕様に準拠したシステムに移行することが義務付けられており、本町におきましても、令和5年度から準備を進め、令和6年度から2カ年に渡り、事業を実施することとしております。

この他、町の情報発信力の強化及び行政手続のオンライン化を加速させるため、ソーシャルメディアのシェア率トップである、「LINE」を穴水町でも開設し、町の新たな情報発信ツールとして活用することを検討しております。

また、LINE導入に併せ、町内4公民館等において、公衆無線LANを設置し、町民が

自由にインターネットを利用できる環境を整備し、地域の活性化及び町民の利便性向上を図りたいと考えており、防災上も大変重要なものとなります。

また、本年度から、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した「サテライトオフィス誘致を核とした関係人口創出事業」や「チャレンジショップを核とした賑わい創出事業」については、震災から復興に重点をおく事業に転換し、この難局を好機と捉え、積極的に、外部企業との接点を増やし、企業誘致と地震で生じた空き店舗や空き地の有効活用としてのチャレンジショップなどの誘致に力を入れて行きたいと考えております。

以上が、令和6年度当初予算及び令和5年度補正予算における主要施策の概要であり、令和6年度一般会計当初予算の総額は82億7,100万円となっており、その内、震災関連予算は22億9,300万円余となっております。

この財源といたしましては、町税8,360万円余り、地方交付税31億8,300万円、国庫支出金12億2,000万円余り、地方債11億1,100万円などを充てております。

なお、税収につきましては、この震災の影響により、大幅に減収すると予想され、固定資産税や町民税の減免措置につきましては、今後、議会の皆様と協議して参りたいと考えております。

また、本日併せて提案いたしました令和5年度3月補正予算につきましては、45億2,200万円余りを追加計上しており、専決処分した1月補正予算14億9,400万円と2月補正の8,500万円余を合わせると、総額で133億5,863万円となり、その内、震災関連予算は、61億300万円余となります。

現時点での令和6年能登半島地震に係る予算総額は、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせて84億2,300万円余となっております。

地震からの復旧・復興に向けた取り組みに対しては、国により手厚い財政措置が講じられているものの、事業費の規模が極めて大きいことに加え、被災者の実情に応じ、きめ細かく町独自の施策を実施することとしたことから、令和6年度予算において全国から寄せられたふるさと応援基金2億円を震災対応分として別途繰り入れしたうえで、平成21年以来15年間行われなかった財政調整基金を2億8,000万円取り崩し、予算編成を行ったところでもあります。

今後、復旧・復興に向けて更なる財政需要が見込まれることから、町としては、事業の見直しや効率的な執行による歳出削減を徹底するとともに、国、県に対しても、さらなる財政措置の拡充を要望してまいりたいと考えております。

また、今後の地震対策の町財政への影響を見極める必要はあるものの、今は、町の復旧と復興のため、そして町民生活が困窮しないよう、切れ目の無い支援と予算措置をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、特別会計と企業会計における令和6年度当初予算について、ご説明いたします。

特別会計については、国民健康保険、公共下水道、介護保険と後期高齢者医療の総額で30億1,700万円余を計上しており、企業会計の病院事業と水道事業については、この

地震の影響を考慮したうえで、病院の収益的収支出は対前年比7.6%減の25億2,900万円余で、水道会計は2.8%減の2億8,900万円余りを計上し、全会計の総額は144億5,600万円余となったところであります。

震災の影響で病院事業については、収益的で3億8,000万円、水道会計は920万円余の赤字での予算編成となっております。

なお、下水道特別会計は、新年度より企業会計に移行することとなっておりますが、この震災を受け1年間延長としたところであります。

次に、提案いたしましたその他の諸議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、災害に係る復旧・復興事業等に従事するために派遣される職員の災害派遣手当について当該条例の一部を改正するものであります。

議案第15号「穴水町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」は、過疎対策債充当事業の追加に伴い、本計画に基づく事業として位置づけるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により議決を求めるもので、追加した事業は、新崎漁港海岸高潮対策事業などの6事業となっております。

議案第16号「財産の貸付について」は、令和6年3月31日で貸付期間が満了する、株式会社トパーズに旧諸橋小学校等の土地、建物を引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第5号「穴水町土地開発基金条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は先ほども申しましたが、川島地区に建設予定の「木造応急仮設住宅」用地を「土地開発基金」により先行取得するための費用を積み増しするもので、その基金の額を改正するものであります。

報告第6号「穴水町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に伴う手数料を新たに定めたものについて、当該条例の一部を改正するものであります。

結びに、この震災復興で最も大切な柱である「街と集落の再生」であります。

穴水町は、能登半島の玄関口であり、古くから交通の要所として栄えてまいりました。

現在も、のと鉄道「穴水駅」は、終着駅である一方、始発駅でもあります。スタート地点です。

この災害を受けて、奥能登の玄関口、始発駅にふさわしい都市基盤の整備を進め、波静かな穴水湾のように穏やかで安心して住み続けられる集落の再生を目指します。

また、デジタル技術を活用したライフラインの再構築を図るとともに、若者と高齢者、街と集落が支え合う持続可能なまちづくりを目指します。

この地震で新たに築かれた関係人口を活用し、多様な人材を呼び入れ「誰もがチャレンジ・再チャレンジできる町」を目指します。

町の復興の実現に向けては、これまで、避難所などを訪れ、被災された方や事業者の切実な声を直接お聞きしてまいりましたが、町の復旧・復興は、これまで本町が経験したことのない長く険しい道のりになります。

今後も、被災者や事業者の声をしっかり受け止め、国や石川県、関係機関からのご支援も頂きながら、「みんなで創ろう！明日のあなみず」のスローガンのもとに、一日も早い、災害復旧と被災者の生活と生業を再建し、町全体の創造的復興、すなわち「街と集落の再生」に向け、私が先頭に立って、総力を挙げて取り組んでいく決意であります。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願いします。

以上をもちまして、私の説明を終わりますが、なにとぞ慎重ご審議のうえ、適切なるご決議あらんことをお願いいたします。

最後に、私から被災者の皆様にお願ひ申し上げます。

「壊れかけたふるさと穴水を守るために、私たちは復興に向けて進まなければなりません。たくさんの方の支えがあります。前を見ましょう。希望を持ちましょう。」

「皆さんとともに、明日の穴水町を創っていきましょう。」

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（佐藤豊）

次に、議員提出議案1件を議題にいたします。

これより「議員提出議案の趣旨説明」を求めます。

8番、小泉一明君。

○8番（小泉一明）

発議第1号の趣旨説明を申し上げます。

本日、穴水町議会3月定例会において、「令和6年能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書」の提出について、私、小泉一明が発議いたします。

賛成者に、山本祐孝議員に名を連ねて頂いております。

令和6年1月1日午後4時10分に能登地方で発生した地震は、石川県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生し、今も「終わりなき余震」が続いています。

この地震では、最大震度7（マグニチュード7.6）を観測し、激しい揺れと津波により、多数の死者・負傷者が出ており、住家や上下水道などのライフラインのほか、道路や漁港等でも損傷が激しい状況にあります。

このような中、国において、本災害の激甚災害への指定などによる、早期復旧への後押しや、地震発生直後からの国をはじめとした対口支援自治体、関係者等のご協力を得ながら全力で対応し、ライフラインが2か月余りという早い時期での応急復旧にたどり着くことが出

来ました。

しかし、今後を考えたとき、この地震を契機とした町外・県外への人口の流出が大きな課題となり、地域のサービス産業の衰退が加速化し、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難となるなど、地域の雇用機会の減少に繋がり、さらなる人口減少を招きかねない状況にあります。

今後、地方自治体が財政面でも安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と 長期的な支援が必要であります。

よって、国におかれましては、こうした実情等をふまえ、本町をはじめとした被災地が一日も早く復旧・復興を成し遂げるため、国による直轄事業の拡大・推進と新たな補助制度の創設や 補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための 特別交付税の別枠措置など、これまでの枠にとらわれない措置を講じられるよう強く要望するものであります。

何卒、議員皆様の御賛同をお願いいたします。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

○6番（大中正司）

議長、質疑よろしいですか。

○議長（佐藤豊）

はい。6番 大中正司君。

○6番（大中正司）

今議会は会期の日程の短縮ということで、たくさんあるなかで1点だけ、どうしてもここで確認したいことがあるのでご了承いただきたいと思います。

そのお伺いしたいという1点というのは、小学校の「基本計画」についてであります。

予算書では11ページと12ページにわたって、学校施設災害復旧事業であるとか、小学校の仮設校舎整備事業で新年度2億円、2年間で6億円の予算が提示されております。

これについても伺いたい点があるのですけれども、もう1つの穴水小学校改築基本計画策定支援業務委託で予算額1,100万円が提示されておりますが、このいわゆる委託する段階で方向性を示して検討するかどうかと思うのですが、内部での検討も前後して、町民・地域住民、

例えば向洋小学校の地域住民とかP T Aの方との話合いも当然なされているのか、なされるのか、そのあたりの段取り、計画について充分検討なされているのかをお聞きかせ願いたいと思います。

議長、下がればよろしいですか。

○議長（佐藤豊）

お下がりください。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答えいたします。

新しく災害対応ということで、穴水小学校の建て替えを検討しております。それについて、基本計画の策定で1, 100万円の今回の予算で計上させていただきました。

それについて、主なものはハードの設計に係る準備ということで事業者に委託するものでございます。その事業者の選定もまだこれからでございますが、もっとも大事なものは、ソフトの部分の「学校像」を創り上げることが大切だという風に考えておりますが、それについても、現在、外部の有識者の意見をまずお聞きした上で町民の意見をどういう風に集約していくか、ということを考えて参りたいと思います。

具体的には、まだどこの段階で、どの層の方にお聞きするかという計画はまだありませんが、基本計画の中で計画を決めて、実施していきたいとそういう風に考えています。

○議長（佐藤豊）

大中議員、よろしいですか。

○6番（大中正司）

ありがとうございました。是非その過程だけ、よろしくお願い致します。

○議長（佐藤豊）

明日、予算決算特別委員会がありますので、その折に詳細について確認頂ければと思いますので、お願いいたします。

以上で、質疑を終わります。

◎議案等の各常任委員会及び予算決算特別委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、議案第1号から議案第16号までの議案16件及び報告第1号から報告第6号までの報告6件について、配布してあります、議案審査付託表のとおり、所管の各常任委員会及び予算決算特別委員会にそれぞれ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって各議案等は、議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会及び予算決算特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

引き続き、各常任委員会を開催いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員会室で、教育民生常任委員会は議場でそれぞれ開催いたしますので、関係者の方は、準備をお願いします。

（午前10時42分散会）

令和6年第6回穴水町議会3月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年3月13日(水)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一
1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男
4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

| | | | |
|---------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 吉村 光輝 | 副 町 長 | 宮崎 高裕 |
| 教 育 長 | 大間 順子 | | |
| 総 務 課 長 | 北川 人嗣 | 環 境 安 全 課 長 | 荒木 秀人 |
| 税 務 課 長 | 上野 実 | 住 民 福 祉 課 長 | 笹谷 映子 |
| 子 育 て 健 康 課 長 | 谷口 天洋 | 観 光 交 流 課 長 | 中瀬 寿人 |
| 地 域 整 備 課 長 | 金谷 康宏 | 上 下 水 道 課 長 | 勝本 健一 |
| 会 計 課 長 | 彦 美香 | 教 育 委 員 会 長 | 松尾 美樹 |
| 総 合 病 院 長 | 小林 建史 | 事 務 局 長 | |

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 係長 龍池 公子 主任 出崎 雄太

◎議事日程

- 日程第1、常任委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第2、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第3、各委員会委員長報告に対する質疑
- 日程第4、討論・採決
- 日程第5、閉会中の継続審査及び調査

◎開議の宣告

(午前10時00分再開)

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

これより日程に基づき、議案第1号から議案第16号まで、報告第1号から報告第6号までを一括議題といたします。

各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 浜崎音男議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（浜崎音男）

総務産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について、3月11日に担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。その経過及び結果を報告致します。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第15号 穴水町過疎地域持続的発展計画の一部の変更について、

報告第5号 穴水町土地開発基金条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、以上、付託されました議案2件及び報告1件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決または承認すべきもの」と決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

教育民生常任委員会委員長 小坂孝純議員。

○教育民生常任委員会委員長（小坂孝純）

教育民生常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について、3月11日に担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について ご報告いたし

ます。

議案第16号 財産の貸付については、旧諸橋小学校及び旧諸橋保育園の施設を、引き続き株式会社トパーズに令和11年3月31日まで貸し付けするものであります。

次に、報告第6号 穴水町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、以上、付託されました議案1件及び報告1件については、いずれも全会一致をもって、原案を妥当と認め、「可決または承認すべきもの」と決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

これにて、各常任委員会における委員長報告を終わります。

次に、予算決算特別委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長 伊藤繁男議員。

○予算決算特別委員会委員長（伊藤繁男）

7番、伊藤繁男でございます。

ただいま議題となりました予算決算特別委員会に付託された議案についてであります。議案第1号から第7号までの令和6年度穴水町一般会計及び各特別会計、並びに事業会計の予算議案7件及び議案第8号から議案第13号までの令和5年度穴水町一般会計及び各特別会計、並びに事業会計の補正予算6件、報告第1号から報告第4号までの令和5年度穴水町一般会計及び病院・水道事業会計の補正予算の専決処分4件について審議いたしましたので、その経過と概要・結果について報告します。

予算決算特別委員会は、去る3月12日に吉村町長をはじめ執行部出席のもとで審議しました。

新年度予算については、社会保障関係経費などの義務的経費や継続事業のほか、地震関連事業に当初から必要となる経費を盛り込んだ、骨格的な予算編成でありました。

補正予算については、地震により町税や公営住宅使用料、上下水道使用料に対し減免措置を講じたことによる減額補正や、災害廃棄物処理に係る経費の増額が主なものであります。

また、1月と2月に実施した補正予算の専決処分の報告についても、震災対応に急を要する施設の災害復旧経費や調査、人件費などでありました。

各委員からは、主に発災当時から特段に奮闘されている職員への慰労と、今後の復旧・復興のため必要不可欠な施策が今後提案されると思うが、一日も早い生活再建に向け、迅速かつ適切な対処を講じること。

また、すべての町民に情報が通達するように、法令化にも配慮した情報伝達に務めること、などの意見がありました。

以上、審議の経過と概要を報告しましたが、当委員会に付託された議案13件及び報告4

件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決または承認すべきもの」と決定し、本会議に諮ることとしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

これにて予算決算特別委員会における委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
無いようですので、質疑を終わります。

◎委員長報告に対する討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
無いようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、議案採決を行います。
議案第1号から議案第7号までの令和6年度穴水町一般会計および各特別会計、並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出予算7件について、一括採択いたします。
なお、各件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。
お諮りいたします。
議案第1号から議案第7号については、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第1号から議案第7号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（佐藤豊）

次に、議案第8号から議案第16号までの議案9件及び報告第1号から報告第6号までの報告6件を、一括採決いたします。

なお、各件に対する委員長の報告は、いずれも可決または承認であります。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第16号までの議案9件及び報告第1号から報告第6号までの報告6件について、原案どおり可決または承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第8号から議案第16号までの議案9件及び報告第1号から報告第6号までの報告6件については、原案どおり可決または承認することに決定いたしました。

○議長（佐藤豊）

次に、発議第1号「令和6年能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（佐藤豊）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について穴水町議会会議規則第75条の

規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎閉会

◇

○議長（佐藤豊）

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第1回穴水町議会3月定例会を閉会いたします。

(午前10時11分閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和 6年 3月13日

議会議長 佐藤 豊

署名議員 宮本 浩司

署名議員 浜崎 音男